

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（案）の制定について

1. 制定の背景

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に規定される特定技能制度において、特定技能外国人の受入れ基準については、必要に応じて分野ごとに特有の事情を考慮した追加基準を告示で定めることとされている。

今般、特定産業分野に物流倉庫分野が追加されたことに伴い、物流倉庫分野における申請人の基準や特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準を限定する必要があるため、全分野共通の基準に上乘せして定めるものとして、告示を制定する。

2. 告示の内容

（1）上陸のための条件（第 1 条関係）

申請人が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

（2）特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準（第 2 条関係）

特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当していることとする。

- ① 特定技能外国人を倉庫作業に従事させるものであり、かつ、倉庫業者若しくは倉庫業者から委託を受けて倉庫作業を実施する者又は一般貨物自動車運送事業者等であること。
- ② 国土交通省が設置する物流倉庫分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下、協議会という。）の構成員であること。
- ③ 協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- ④ 協議会で協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- ⑤ 国土交通大臣等が行う調査・指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- ⑥ 登録支援機関に適合 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、③から⑤までのいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。
- ⑦ 倉庫の管理に係る情報システムを利活用していること。
- ⑧ 連携機器等の継続的な利活用等により、生産性や労働安全衛生の向上を図るとともに、その状況について、協議会に加入した日から起算して 1 年以内に、当該協議会へ報告することとしていること。
- ⑨ 特定技能外国人からの求めに応じ、特定技能雇用契約に係る実務経験を証明する書面（電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供することとしていること。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 8 年 6 月

施行：公布の日